

第七回 参議院農林委員會會議錄第十五号

昭和二十五年三月二十三日(木曜日)午前十一時五分開会

本日の會議に付した事件

○新農業政策確立に関する調査の件
(農業関係税法に関する件)

○食糧管理法の一部を改正する法律案
(内閣送付)

○委員長(楠見義男君) これより本日の委員會を開きます。

先ず新農業政策確立に関する調査の件を議題にいたします。ちよつと速記を止めて下さい。

午前十一時六分速記中止

午後零時二十九分速記開始

○委員長(楠見義男君) 速記を始めて下さい。それでは休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時零分再開

○委員長(楠見義男君) では休憩前に引続き會議を開きます。食糧管理法の一部を改正する法律案を議題にいたします。速記を止めて下さい。

午後二時二分速記中止

午後二時十八分速記開始

○委員長(楠見義男君) 速記を始めて下さい。

○國務大臣(森幸太郎君) 政府の食糧の国内需給度向上の必要を説いておるがその目標如何。これは今日の人口が八千二百万と推定されておりますが、八千二百万の國民を養つて行くについてどれだけの食糧を要するか、こう

いう問題であります。今日二合七勺ということに基準を定めておりますが、この二合七勺は決して満足する食糧の量ではないのであります。又質の上から申しましても、外に蛋白質供給源等の必要がありまして、栄養食糧の立場から日本が今まで戦前においては二千百五十万カロリーを標準とされておつたのであります。今千四、五百カロリーに制約されておるといふような状態でありまして、これが一人前の國になつて、一人前の人間として國民として食べるようになる、どれだけの食糧を要するかという問題であります。これは過去の統計によりまして米で一石七升かそこらであります。その外麦とか或いはいもとかいふものは統計を計つておりません。そういう時代の、いわゆるパンも食ひ菓子も食ひ、酒も饅頭飲むというような時代の標準であります。果して今後日本の絶対必要量といふものが二千五百カロリー許された場合において、どれだけ要するかという見通しを考えますと、まだ〳〵日本需給度は低いのであります。今後この国内食糧の需給を高めて行かなければならない。それは自給自足ができることは私はどうも考えられないのであります。限りなく殖えて行く人口と極限された耕地、而も耕地の生産力は大體限度に達しておる場合もあります。過去の富民協會にありました八石四斗も取る、これもレコードに出ておりましたけれども、これは全国的にさうなことを望んでも駄目でありま

す。今では米におきましては二石四斗〳〵が標準とされておりますが、併しまだ〳〵私は平均収量を上げ得ると思ふのであります。米にしましては、麦にしましては、又その他の食糧にいたしましては、まだ上げられる余地があると存じます。それはどうするかという問題が起つた場合におきましては、これはあらゆる施設がありまして、これは幾たびもこの委員會で申上げました通り、耕作の安全性を第一に考える、それは少々の雨が降つても、風が吹いても被害がないという耕地の状態に置くといふことが、先ず第一、私は國土の上から考えて行かなければならぬ、それには治山治水に力を入れて、いわゆる耕作の安全性を求める。それから病虫害の発生といふことについては、年々悩まされるのでありますから、この科学的な駆除予防といふことも取り入れて行かなければならぬ。又栽培におきましては、品種改良或いは栽培法の合理化といふことは、まだ〳〵地区的に残されておりますので、政府といたしましては、全国各地に散在いたしております篤農家、精農家等の意見を集めまして、果してそれが普及し得られるか、或いは合理的であるかといふことを科学的に實際的にこれを調べて、さうして果してその考え方がよいといふならば、これを農業普及の組織によりまして普及して行きたい。さういふような方面からあらゆる作物の増産を図つて行きたいと考えておるのであります。

それで食糧の需給の好転に伴つて食糧の供出制度の変更の構想如何という問題であります。これは果して日本の食糧需給が好転したかという問題であります。これは相変らず日本の食糧は不足しているものであります。食糧事情は好転したといふことは、結局外國の食糧が入り易くなつて来ているといふことと、外國の食糧事情がよくつたといふことに歸するのであります。決して日本自体の食糧事情がよくつたとは思へないものであります。結局入る食糧はガリオアで入りますものは特別といたしまして、その他は日本の輸出力によつて買わなければならぬのであります。結局金が要るわけでありまして、それでありまして、食糧事情は世界的に見ればよくなつたかは知れませんが、日本から見ましては結局安易に食糧事情がよくなつたとは言えないのであります。併し日本は敗戦下にあります。この食糧需給推算につきましても、本當にいろ〳〵な關係方面との折衝、アメリカの國會の予算等の關係がありますので、こちらの考え一方においてこれを処理すること困難な事情にあることも御了察願えることと存じます。現に我々は「いも」類を主要食糧の一部に加えておつたのであります。然るに昨年の九月から日本は「いも」を、主要食糧から外してもよいのではないかといふような向うから指示をしますことは、日本の食糧の事情がよくなつたのではない、輸入食糧の事情がよくなつたのだといふような

ことからさうな事になつたということも考えられます。併しこれは自主的立場から「いも」は一応主食から撤廃いたしましたけれども、日本の國民の食糧事情から申しましても、やはり「いも」類といふものは主要食糧の相当重要な比重を以ておのずからこれは進むべきものであると存じます。従つて「いも」類の生産はできるだけ落さないようにして行きたい。本年度は御承知の通り四億萬貫を買入ることを承認されたのであります。四億萬貫は買入れます。そのあとの推定十一億萬貫の「いも」はどうするか、こゝういふ問題であります。これは自家消費が五億萬貫ぐらゐりますが、あと六億萬貫は工業原料として浮び出て来るのであります。「いも」の利用の方法は相當研究されております。これも経済的の考えも持つて行かなければならぬのであります。けれども、恐らく二十億萬貫ぐらゐの「いも」は工業原料、食糧として消化される研究も積んでゐるのであります。十一億萬貫の「いも」につきましては、決してこれを工業原料に持つて行くことについてさうむづかしい問題ではないのであります。ただ政府におきましては、おつ放して全然消費の見通しなしでは、折角こゝまで進んで参つた「いも」の生産に対して迷惑を蒙らすわけでありまして、相當今予算措置を研究いたしてゐるわけでありまして、協同組合を通じてさうして加工施設と連絡を取つて、さうして第一次加工、第二次加工といふふうに連絡

を取りまして、そうして折角でございました「いも」を意義ある加工をしたい、かように考えているわけでありまして、

尙作付転換の問題であります。これは農家一戸々の農業経営の面から検討を加えて行かなければならんと存じます。所によりましてはやはり「いも」類を作つた方がいい、農業経営から作つた方がいい、こういう限定された土地もあります。又この都会地地方の郊外農業におきましては、更にこれを外の園芸作物或いはその他の蔬菜類に転換した方がいい、こういうような面もあると思います。これはその個々の農業の経営というところによつて考へて行かなければなりませんので、これは農業協同組合の指導の面から十分こういう方面に指導して貰つて、それに対する指導、或いは種苗等の面においても、農林省はできるだけの便宜を図りまして、そうしてこの作付転換に對して措置をいたしたい、かように考へておられるわけでありまして。

それから外国食糧輸入の対策であります。これはこのあとにもちよつと書いてあるようにありますが、三百四十万トンの計画に基きまして一応日本がこの輸入食糧の量を決めたわけでありまして、併しこれはどのくらいがガリオアで来るか、どれだけがコンマーシヤルで来るかというこの問題は、あとにも質問が出てくるようでありまして、これははつきり申し上げてもその通り行くかどうか分らないのでありますが、大体ガリオアで入りますのは百四十万トンくらいでないかと考へておられるわけでありまして、従つてそのあとのもが日本の輸出力によつて輸入される、こういうことになりまして、結

局いわけはつきりとそれを把握するまでは、どうも輸入食糧を輸入したというところは言えないのでありますが、併しこれは貿易の情勢から考へまして、三百四十万トンが或いは三百万トンに終るかも知れませんけれども、大体三百四十万トンの外国食糧を輸入することによつて需給推算を立てておられるわけでありまして。

それから国際小麦の協定の問題であります。これは外国電報であります。その内容がはつきり分りませんが、日本の加入を延期いたしましたことについては、アメリカから買つか、或いはその買先によつていろいろの国際的な関係があるらしいのでありまして、この六月まで待たなければはつきりしたことは分らないというのであります。併しこれは決定ができませんれば安い麦が入つて来るわけでありまして、五ヶ年目においてこの国際小麦協定の価格によりまして、大体今日の日本の小麦の値段ととん／＼ぐらゐな価格になると予想されるのであります。現在では日本の小麦よりは相当上廻つておるのであります。将来幾らかでも外国食糧を輸入しなければならぬというこの日本の実情から考へまして、国際小麦に協定を許されること、日本の食糧確保の上においては利益である、かように考へるのであります。ただその価格の問題につきまして、国内の作物の価格との関係、これは又別に考へなければならぬことと考へておられます。それから逐條審議につきましては、これは後程事務局より説明をいたさせていただきます。

第三の飼料その他のことについて、二十五年米穀需給による、この問題であります。この持越米につきましては、今までより余計配給するのではない、か、それでは余計配給するつもりか、又こういうような事情であるのに尙雜穀を統制しているではないかといううなことも先程の質問の中にあつたやうであります。雜穀も実はこれはいつかこの委員会でも申し上げた通り私は止めたのであります。併し一応二十五年の米穀年度の需給推算を立てます上において、米の割当等の関係から雜穀の生産状況を見まして八十萬石割当をいたしてあるのであります。併しこの持越米の現状がまだ全部ガリオア物資として来ない関係上どうなるか分りませんが、この七月に至りまして米国から日本に対する食糧がどういふような対策を講じられるかということの目度がつきました場合に考へましては、この雜穀の中で特殊なものを除いてこれは外してもいいのではないかと私は考へるのであります。

尙この超過供出奨励金、或いは早場米の奨励金をどうするかという、これは重大な問題であります。そういううちに食糧の供出制度を緩和して、そうして超過供出の奨励金を出すか、或いは早場米の奨励金を出すかということ、が、非常な問題になつて来るのであります。政府におきましては、この二十五年の米の供出制度はこのまま私は押して行つて、来年の三月の三十一日において一応二十五年の産米も供出が終るわけでありまして、その後において来年の「いも」から新らしくなつて行くわけでありまして。そうすると、今年度の十一月に先ず麦がいわゆる二十六年度の米穀年度の關係を持つて参りますので、少くともこの八、九月頃まで

には今後の供出制度に對しての、若し現状でいかにするならばその根本策を立てまして、そうしてその方針に向つて伸びて行くことにしなければならぬ、かように考へておられるわけでありまして。併しこの二十五年産米の超過供出奨励金に對しましては、政府の現在持つております方針によつて進んで行きたい、かように考へておられるのであります。それからこれはいろいろの事由でそういうことをやるかどうか、いろいろ御質問を各委員会でも承るのではありませんが、余りにも持越米が多いではないか、なぜそんな必要があるのか。そんな必要があるならば、二合八勺の配給したらいいじゃないか、こういうお説も承つておるのであります。ところが今申しました通り、三百四十万トンというものが、或る一部は今申しましたような輸出力によつて輸入する、こういう関係もあるわけであります。又日本の食糧の供出状況が、昨年三千二百萬石を割当てまして、又今年の生産に三千二百萬石を割当てましたが、農家としてはそんな生産はできない、そんな割当を受けるとは到底でき得ないということが強く主張されておるのであります。現に未だに東北地方の八県でありまして、が、末端に下せない、そんな生産計画では底に下れないということもござります。主張があるのであります。そうしますと、この日本の食糧は一体どの程度に実收がつかめるかということ、それから風水害等が年々ここ二、三年続いたために一千万石以上の減収があるのとまで予想されるような被害があるのではありません。そういうようなことを考へますと、この食糧基準配給をやつており

ます責任の立場といたしましては、相当の食糧というものの手持というところ、一つ考慮の中に入れておかなければならぬではないかと思ひます。で、それについて考へておられますことは、各地方に散在しております倉庫であります。この倉庫が非常に戦争中貯蔵の余り長期が必要がなかつたので、相当荒廢いたしておるのであります。これは今後米の自由市場等も一部において考へておられる事情から申ししまして、又政府が或る一定期間この米穀を、輸入食糧も国内食糧も管理して行かなければならぬということを予想いたしまして、やはりこの地方における倉庫といふものに対して今から注意を拂ひまして、この倉庫の完備を期しておくということも、併せてこの際必要であらうと、かようなことも考へておられるわけでありまして。

尙その他につきましてお答が残つておりましたら申し上げたいと存じます。今年の麦作の実況であります。これは今年も暖冬異変でないかということ、心を配いたしまして、各試験場へこの一月の末でありましたが、臨時に調査をされたのでありますが、一時暖冬異変といふような心配もあつたやうであります。が、昨年のようなことはなくて順調に發育をいたしておるやうであります。昨年は暖冬異変で相当麦作の上において騒ぎましたけれども、試験場等の調査によりますと暖冬異変の被害は約一割だということを報告いたしておるのであります。むしろその暖冬異変においてはなかつたが、脆弱に育つたために病虫害に遭つたということも、これは一つの暖冬異変が遠因となつておつたということも言えますが、

あの暖冬異変におきまして寒冷地方において寒害、雪害等がなかつた九州、中国、四国方面において異変があつたというふうな結論から申しまして、大して昨年は暖冬異変の被害はなかつたようでありまして、本年も昨年と比較いたしますと非常に害がない。先ず今では肥料の施量方法等を注意いたしますならば、別段悪い作況ではないという報告を受取つておるわけでありま

三月十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、蚕業技術員の身分安定の請願(第一二三四号)
一、蘭ならびに生糸価格安定制度設定の請願(第一二三五号)
一、志田峠貫通開拓道路開設に関する請願(第一二四四号)
一、佐賀県白石北部用水改良事業費国庫補助増額に関する請願(第一二六六号)

尙後段の「いも」切乾、「いも」粉、澱粉等のことは、こういう問題は事務局からお答えいたします。大体概略であります。答弁をいたします。

○委員長(楠見義男君) 申し上げますが、速記は大蔵委員会の方から拜借をしております。その方はもう暫くしますと、採決に入るそうでありますからお返しをいたしますから、御了承願います。それでは速記を止めて下さい。

午後二時三十八分速記中止

午後四時十四分速記開始

○委員長(楠見義男君) 速記を始めて下さい。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後四時十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 楠見 義男君
理事 羽生 三七君
池田宇右衛門君
石川 準吉君
藤野 繁雄君
委員 北村 一男君
柴田 政次君
國井 淳一君

徳川 宗敏君
山崎 恒君
農林大臣 森 幸太郎君

るが、蘭価格が不安定で、養蚕者の支出は非常に困難であるため、技術員の身分を不安定にし、蘭の生産に支障をきたしているから、技術員の身分安定について格段の処置を講ぜられたいとの請願。

第一二三五号 昭和二十五年三月一日受理
日受理
蘭ならびに生糸価格安定制度設定の請願
請願者 宮城県仙台市北一番丁 一〇九宮城県養蚕販売農業協同組合連合会長 岡崎祐吾外一万二千九百九十六名

紹介議員 高橋 啓君
蘭糸の統制撤廃後の蘭ならびに生糸の価格は、極めて不安定な状態であり、他の農産物に比しても、いちじるしく安価であるので、農家は安心して養蚕を行ない得ない有様であるから、早急に蘭ならびに生糸価格の安定を図られたいとの請願。

第一二四四号 昭和二十五年三月一日受理
日受理
志田峠貫通開拓道路開設に関する請願
請願者 神奈川県愛甲郡高峰村 長 高木金吾外八名
紹介議員 松嶋 喜作君
神奈川県愛甲郡高峰村および串川村は、両村併せて九十三町歩の未墾地買収を完了し、さらに現在計画中の二十五町歩におよぶ未墾地についてもその大部分を開墾し、着々成果を挙げているが、開墾に伴う施設が不備のため、入植者および関係農民の不利不便が大きいから、現在進行中の開拓を促進するとともに、近接する国有林の森林資

源の開発を図り、当地域一帯の交通の利便を増大するため、開拓地附近にある志田峠を貫通する開拓道路を開設せられたいとの請願。

第一二六六号 昭和二十五年三月三日受理
日受理
佐賀県白石北部用水改良事業費国庫補助増額に関する請願
請願者 佐賀県杵島郡江北村 坂井靖弘外五二〇名

紹介議員 深川榮左エ門君
佐賀県杵島郡白石町外六箇村にわたる白石北部用水改良事業は、本年度に一部配水し、昭和二十六年度をもつて完了の予定である。しかるに本年度事業費の予定額が削減される場合は、予定されていた一部かゝりが不能となるばかりでなく、昨年のジュディス台風によつて欠壊した水池貯水池の復旧未完成による組合員の不安は、ますます増大し、その影響は計り知れないものがあるから、是非本年度国庫補助予算額を増額せられたいとの請願。

第一二七二号 昭和二十五年三月三日受理
日受理
農業災害補償法中一部改正に関する請願
請願者 静岡県磐田郡袋井町 東農民連合会内 鈴木 松太郎外十一名
紹介議員 松村眞一郎君
農業災害補償法の制定施行は、農家の不慮の損失補償と、農業経営の安定を図るための急い救済制度であるが、今回当地方において不慮の災害により受けた共済金に対して課税されたため、被災農民はもとより一般農民も本制度の真意を曲解して、一部に共済組合の

解散さえ叫ばれている有様であるから、本制度の健全な発展を図るために、共済金に対する免税の処置を講ぜられたいとの請願。

第一二七九号 昭和二十五年三月三日受理
日受理
国有牧野解放に関する請願
請願者 岩手県庁内岩手県岩手郡国有牧野解放協議会 内 瀬川清十郎

紹介議員 川村 松助君
岩手県岩手郡の如く反当り収量が過少で、しかも単作農業を主とする寒冷地帯においては、家畜の増殖による有畜農業を基盤として、農業生産力増進と農民の経済的社会的地位の向上安定を図る要があり、農地と牧野の全面活用が要請されているから、すみやかに同郡内の国有牧野を解放せられたいとの請願。

第一三一五号 昭和二十五年三月六日受理
日受理
農業用石灰に融資の請願
請願者 東京都港区虎ノ門町八 城南ビル内石灰協会内 湧井雅治
紹介議員 入交 太蔵君
石灰は、石灰が安価かつ自由に購入できること、および包装等の副資材が容易に購入できることによつて、生産費が低減しているばかりでなく、石灰の用途は、酸性土壌の改良はもち論、潜在地力の活用および病虫害の防除等、炭酸カルシウム肥料に比し各種の特効を持つてゐる。しかるにさきに決定した一般農地および開拓地等の土壌改良に対する見返資金の融資が炭酸カルシウム肥料に対してのみ行われ、生石

灰、消石灰が除外されているのは、不公平であるから、石灰を融資の対象として取り扱われたいとの請願。

第一三二六号 昭和二十五年三月六日受理

山形県常盤村小塚沢林道建設に関する請願

請願者 山形県北村山郡常盤村
議会議長 西塚小之吉
外三十六名

紹介議員 小杉 繁安君

山形県下常盤対内小塚沢林道の建設については、すでに数年前より当局に陳情され、秋田営林局の現地測量も完了しているにもかかわらず、予算の削減によつて実現されず現在に至つてゐる。しかるに当林道の建設は、当地方の農業および林業の振興に密接な関係があり、ことに当林道予定線の沿線は、未開発の農業適地と伐採期に達している国有林があり、その重要性はいよいよ増大しているから、すみやかに当林道を建設せられたいとの請願。

第一三三〇号 昭和二十五年三月六日受理

耕地災害復旧事業費および土地改良事業費国庫補助増額等に関する請願

請願者 岩手県知事 国分謙吉
外二名

紹介議員 川村 松助君

天恵に薄い岩手県は、昭和二十二年九月以来打続く水害やあるいは土地改良事業費の削減等により、農家経済は極度に疲弊し、食糧増産上憂慮に堪えないものがあるから、これが救済策として、(一)昭和二十五年水害復旧耕地事業費国庫補助の増額、(二)土地改良事業費の増額、(三)防水ならびに温水

ため池事業費の増額、(四)国営山王海農業水利改良事業の昭和二十五年終了、(五)国営豊沢川農業水利改良事業の促進等の処置を採られたいとの請願。